

5 年金・手当等

1 年金・手当等の一覧

身体障害者手帳の等級					年金・手当	支給月額等	支給対象者 主な制限等	申 請 先
1	2	3	4	5・6				
身体障害者手帳の等級とは一致しませんので、P28～29「障害等級表」をご参照ください。					1. 障害基礎年金 (国民年金)	1級 88,260 円 【88,010 円】 2級 70,608 円 【70,408 円】 (令和8年4月現在) □ は昭和31年4月1日以前に生まれた方	・20歳以上の国民年金加入者が対象 ・子供の加算有り ※障害年金の種類によっては所得等の制限あり	帯広年金事務所 ☎21-1511 (音声案内1⇒2) 戸籍住民課国民年金係 ☎65-4143
					2. 障害厚生年金 (厚生年金)	1～3級 一時金	・厚生年金加入者が対象 ・配偶者の加算あり ・(I)に該当しない一定の障害が残った場合に支給	帯広年金事務所 ☎21-1511 (音声案内1⇒2)
					3. 共済組合の 障害年金等	年金 一時金	・共済組合加入者が対象	共済組合担当窓口
身体障害者手帳の等級とは一致しませんので、労働基準監督署にご相談ください。					4. 労働災害の年金等	年金等 一時金	・業務上(通勤途上)の災害が対象	帯広労働基準監督署 ☎97-1245
△	△	×	×	×	5. 特別障害者手当	30,450 円 (令和8年4月現在)	・20歳以上に支給 ・在宅していること ・障害の重度重複 ・年金との併給可 ・所得制限あり	障害福祉課 市役所1階 ☎65-4148
○	○	○	△	△	6. 特別児童扶養手当	1級 58,450 円 2級 38,930 円 (令和8年4月現在)	・20歳未満の障害児の保護者に支給 ・所得制限あり ・障害児福祉手当との併給可 ・手当額の改定あり	子育て支援課 保健福祉センター内 ☎25-9700
身体障害者手帳の等級とは一致しませんので、P31「児童扶養手当」をご参照ください。					7. 児童扶養手当	第1子 1人 11,340 円～ 48,050 円 第2子 1人 5,680 円～ 11,350 円 (令和8年4月現在)	・配偶者が一定の障害の状態にあり、18歳に達する年度末日までの間の児童または20歳未満で一定の障害状態にある児童を養育する母又は父等 ・所得制限あり	こども課 市役所3階 ☎65-4160
△	△	×	×	×	8. 障害児福祉手当	16,560 円 (令和8年4月現在)	・20歳未満の障害児に支給 ・所得制限あり ・特児との併給可	障害福祉課 市役所1階 ☎65-4148
P28「障害等級表」をご参照ください。					9. 特別障害給付金	1級 58,650 円 2級 46,920 円 (令和8年4月現在)	P27「特別障害給付金制度」をご参照ください。	帯広年金事務所 ☎21-1511 (音声案内1⇒2) 戸籍住民課国民年金係 ☎65-4143
○	○	○	×	×	10. 扶養共済制度	一口加入者 20,000 円 二口加入者 40,000 円	・保護者が加入 ・保護者の死亡、重度障害時に心身障害者(児)に支給	十勝総合振興局 社会福祉課 ☎26-9080

2 年金・手当等の詳細

(1) 国民年金の障害基礎年金

国民年金加入中に障害者になった場合、支給の対象となります。

(令和8年4月現在)

年金等級	支給年額(+子の加算) 【】は昭和31年4月1日 以前に生まれた方	月 額 【】は昭和31年4月1日 以前に生まれた方	支 給 月
1 級	1,059,125 円 【1,056,125 円】	88,260 円 【88,010 円】	2・4・6・8・10・12月 (各2カ月分を支給)
2 級	847,300 円 【844,900 円】	70,608 円 【70,408 円】	

1. 請求対象者	・ 国民年金加入中に初診日のある方 ・ 20歳前、または年金制度に加入していない日本国内に住んでいる60～65歳までに初診日のある方
2. 障害の発生	障害の発生(初診日)が65歳未満であること。 (ただし、60歳～65歳未満の間に老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けた後に、障害の発生があった場合は、対象となりません。)
3. 障害認定日	初診日から1年6ヵ月を経過した日、症状(障害)が固定した日、または20歳に到達した日
4. 障害の程度	別表参照(P28)
5. 年金保険料の納付状況	次のいずれかに該当すること。 (1) 障害の原因となった傷病の初診日の前日において、初診日の前々月までの年金加入期間のうち、保険料納付(免除)期間が3分の2以上あること。 (2) 令和9年3月末日までに初診日のある障害については、初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。
6. その他	労災による障害の場合、労災年金と障害基礎年金を併給できます。 この場合、労災年金は一部減額となります。
7. 申請・問合先	帯広年金事務所 ～ 西1条南1丁目 ☎21-1511 (音声案内1⇒2) (市) 戸籍住民課国民年金係 ～ 市役所1階 ☎65-4143

(2) 厚生年金の障害厚生年金・障害手当金

会社などに勤め、厚生年金に加入している人が障害者となった場合、支給の対象となります。

1. 対 象 者	障害の発生（初診日）したときに厚生年金に加入している方
2. 障 害 の 発 生	障害が、在職中（厚生年金加入中）に初診日のある傷病により生じたものであること。
3. 障 害 認 定 日	初診日から1年6カ月経過した日。 または、症状(障害)の固定した日。
4. 年金保険料の 納付状況	次のいずれかに該当すること。 (1) 年金加入期間のうち、障害の原因となった傷病の初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの保険料納付済（免除）期間が3分の2以上あること。 (2) 令和8年3月末日までに初診日のある障害については、初診日において65歳未満であり、初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。
5. 障 害 の 程 度	別表参照（P28、29）
6. そ の 他	労災による障害の場合も労災年金と障害厚生年金を併給することができます。この場合、労災年金は一部減額となります。 【障害手当金】 障害厚生年金を申請し、1級から3級の障害状態にないとされた者でも、初診日から5年以内に「傷病が治ったもの(※)」であって、その治った日において労働が制限を受けるかまたは労働に制限を加えることを必要とする程度のもの（P29参照）と判断された場合には、一時金で「障害手当金」が支給されます。 ※「傷病が治ったもの」とは、器質的欠損や変形等の場合は、医学的に傷病が治ったとき、又はその症状が安定し、長期にわたってその疾病の固定性が認められ、医療効果が期待できない状態に至った場合のこと
7. 申 請 ・ 問 合 先	帯広年金事務所 ～ 西1条南1丁目 ☎21-1511（音声案内1⇒2）

(3) 共済組合の障害年金等

国家公務員、地方公務員などが加入している年金です。

障害年金、障害一時金などが支給されますので、各共済組合の担当課にお問い合わせください。

(4) 労働災害の年金（労災）

労働者を雇用する事業は、一部の任意適用事業を除き、すべて労災保険の適用を受けます。業務上の災害、通勤途上の災害などに保険給付が行われます。（国民年金・厚生年金・共済年金との併給が可能です。）

障害が残った場合に、障害補償年金、障害補償一時金、障害年金、障害一時金が支払われる場合があります。また、同一の事由により厚生年金などの年金が支給される場合、労災の年金額は、国民年金・厚生年金の種類に応じた調整率を乗じて給付されます。

【申請先】帯広労働基準監督署 ～ 西6条南7丁目 帯広地方合同庁舎 ☎97-1245

(5) 特別障害給付金制度

国民年金の発展過程において生じた特別な事情により、障害年金等を受給していない方が対象となる給付金です。

（令和8年4月現在）

年金等級	支給年額	月額	支給月
1 級	703,800 円	58,650 円	2・4・6・8・10・12月 （各2カ月分を支給）
2 級	563,040 円	46,920 円	

1. 請求対象者 （受給要件）	次のいずれかに該当する方で、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方 ① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ② 昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者 ※ただし、65歳に達する前日までに当障害状態に該当した場合に限られます。 （原則として65歳に達する前日までに申請が必要）
2. 問 合 先	帯広年金事務所 ～ 西1条南1丁目 ☎21-1511（音声案内1⇒2） （市）戸籍住民課国民年金係 ～ 市役所1階 ☎65-4143

障 害 等 級 表

国民年金（障害基礎年金）・厚生年金（障害厚生年金） 1～2級（配偶者・子の加算～有）

年金等級	番号	障 害 の 状 態
1 級	1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視認点数が20点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢のすべての指を欠くもの
	5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障害若しくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視認点数が40点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声または言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指または中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
	8	1上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	1上肢のすべての指を欠くもの
	10	1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢のすべての指を欠くもの
	12	1下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	1下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害若しくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

厚生年金（障害厚生年金）

3級（配偶者・子の加算～無）

年金等級	番号	障 害 の 状 態
3級	1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの
	2	両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
	3	そしゃくまたは言語の機能に相当程度の障害を残すもの
	4	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	1上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
	6	1下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
	7	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
	8	1上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの、または、おや指若しくはひとさし指を併せ1上肢の3指以上を失ったもの
	9	おや指及びひとさし指併せて1上肢の4指の用を廃したもの
	10	1下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
	11	両下肢の十趾の用を廃したもの
	12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	13	精神または神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、または労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	14	傷病がなおらないで、身体の機能または精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、または労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

厚生年金（障害手当金）

番号	障害の状態	番号	障害の状態
1	両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの	12	1下肢を3センチメートル以上短縮したもの
2	1眼の視力が0.1以下に減じたもの	13	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	14	1上肢の2指以上を失ったもの
4	両眼による視野が2分の1以上欠損したもの、ゴールドマン型視野計による測定の結果、1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下に減じたもの又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が100点以下若しくは両眼中心視野視認点数が40点以下に減じたもの	15	1上肢のひとさし指を失ったもの
		16	1上肢の3指以上の用を廃したもの
		17	ひとさし指を併せ1上肢の2指の用を廃したものの
		18	1上肢のおや指の用を廃したもの
5	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの	19	1下肢の第1趾または他の4趾以上失ったもの
6	1耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの	20	1下肢の5趾の用を廃したもの
7	そしゃく、または言語の機能に障害を残すもの	21	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に労働が制限を受けるか、または労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
8	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの		
9	脊柱の機能に障害を残すもの		
10	1上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの	22	精神または神経系統に、労働が制限を受けるか、または労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
11	1下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの		

(6) 特別障害者手当（身体障害者関係分）

重度の障害が重複している方が受給できます。

(令和8年4月現在)

支 給 月 額	30,450円
支 給 月	2月・5月・8月・11月（各3カ月分を支給）

1. 対 象 年 齢	20歳以上
2. 条 件	在宅していること。
3. 対 象 範 囲	対象者は、重度の障害者に限定されており、おおむね次のような障害程度の方が対象となりますが、身体障害者手帳の障害程度のみでは認定されません。 必ず、医師の診断書に基づき認定審査を行います。 <参考> (1) 身体障害者手帳の個別の障害名の欄に１級が２つ以上ある場合 (2) 身体障害者手帳の個別の障害名の欄に１級があり、他に２級が２つ以上ある場合 (3) 両上肢、両下肢、体幹機能障害のいずれかに障害（１級）があり、日常生活の中で次の動作のうち、５つ以上できない場合など ① タオルをしばる ② とじひもを結ぶ ③ かぶりシャツを着て脱ぐ ④ ワイシャツのボタンをとめる ⑤ 座る（正座・横すわり・あぐらなどを持続する） ⑥ 立ち上がる ⑦ 片足で立つ ⑧ 階段の昇降
4. 制 限	① 入院中又は福祉施設入所者は対象となりません。 ② 受給中に３カ月以上入院すると受給資格喪失となります。 ③ 本人及び配偶者または扶養義務者の所得によって所得制限があります。
5. そ の 他	障害年金や老齢年金などと併給ができます。
6. 持参するもの	① 診断書（所定の様式） ② 身体障害者手帳 ③ 年金証書 ④ 年金支払通知書（年１回のハガキ） ⑤ 銀行口座（本人名義） ⑥ 個人番号（マイナンバー）のわかるもの ※障害者を扶養する方、又は配偶者が帯広市外に住んでいる場合、その方の個人番号（マイナンバー）のわかるものも必要になります
7. 申 請 先	（市）障害福祉課 ～ 市役所１階 ☎６５－４１４８

(7) 特別児童扶養手当（20歳未満の身体障害者関係分）

20歳未満の身体障害のある児童を養育している保護者（父または母など）が受給できます。
（令和8年4月現在）

手当等級	年 額（児童1人）	月 額	支 給 月
1 級	701,400 円	58,450 円	4月・8月・11月 （各4ヶ月分を支給）
2 級	467,160 円	38,930 円	

1. 児童の年齢	20歳未満
2. 保 護 者	児童を主として監護（監督および保護）している父母、または養育している祖父母など
3. 障 害 の 発 生	20歳になる前に障害の発生（初診日）があること。 （20歳以上の者は、国民年金の障害基礎年金が対象）
4. 診 断 書	この手当の申請には、診断書が必要です。 （身体障害者手帳1～3級、4級の一部が1年以内に交付された場合は、身体障害者診断書の写しを提出することで、診断書を省略することができます。）
5. 制 限	(1) 受給者（保護者）や扶養義務者等の所得制限があります。 (2) 児童が福祉施設に入所している場合は受給できません。
6. そ の 他	(1) 世帯主の変更等により監護する者が変更となった際は、変更が生じた月中に資格喪失届を提出してください。 <u>届出をしないで手当を受給していると受給資格を喪失した月の翌月から受給していた手当の総額を返還していただくことになります。</u> (2) 障害児福祉手当も受給できることがあります。（次ページ参照）
7. 申 請 先	(市)子育て支援課 ～ 保健福祉センター ☎25-9700

(8) 児童扶養手当（身体障害者関係分）

父または母、もしくは両方が重度の障害者となった場合、その配偶者が児童扶養手当を受けられる場合があります。

1. 対 象 者	・ 父または母、もしくは両方が重度の障害（障害年金1級程度）のある人
2. 児童の条件	・ 18歳に達する年度の末日までの間の児童 ・ 又は、20歳未満で一定の障害の状態にある児童（特別児童扶養手当対象児童）
3. 手当が受けられない場合	・ 受給者や扶養義務者等の所得が所得制限額以上ある場合 ・ 受給者が受けている年金（老齢・障害年金など）が一定以上の場合など
4. 申 請 先	(市)こども課 ～ 市役所3階 ☎65-4160

(9) 障害児福祉手当（身体障害者関係分）

重度の障害のある児童が受給できます。

（令和8年4月現在）

支給月額	16,560円
支給月	2月・5月・8月・11月（各3カ月分を支給）

1. 児童の年齢	20歳未満の方
2. 対象範囲	身体障害者手帳の個別の障害名の欄におおむね1級を所持されている方が対象になりますが、身体障害者手帳の障害程度のみでは、認定されません。 この手当の認定は、診断書に基づき認定審査を行います。
3. 制限	福祉施設に入所中は対象となりません。 本人や扶養義務者の所得によって所得制限があります。
4. 持参するもの	① 身体障害者手帳 ② 診断書（所定の様式） ③ 特別児童扶養手当決定通知書 ④ 銀行口座（本人名義） ⑤ 個人番号（マイナンバー）のわかるもの ※障害者を扶養する方、又は配偶者が帯広市外に住んでいる場合、その方の個人番号（マイナンバー）のわかるものも必要になります
5. 申請先	（市）障害福祉課 ～ 市役所1階 ☎65-4148

(10) 扶養共済制度（心身障害者扶養共済制度）

保護者に万一のことがあったときに、残された障害者が終身一定額の年金を受け取ることが出来ます。

1. 制度の内容	保護者が死亡した場合、または重度の障害者となったとき、心身障害者（児）に一生、毎月年金が支給されます。（国民年金などとは異なります。）																							
2. 対象となる心身障害者	次のいずれかに該当する障害のある方で、将来独立自活することが困難であると認められる方です。（年齢は問いません。） (1)知的障害 (2)身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する障害 (3)精神または身体に永続的な障害のある方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、その障害の程度が(1)または(2)の者と同程度と認められる方																							
3. 加入可能者	心身障害者（児）の保護者 (父母・配偶者・兄弟姉妹・祖父母・その他の親族)																							
4. 加入時の保護者の条件	(1) 道内に住所があること。 (2) 4月1日現在、65歳未満であること。 (3) 特別の疾病、または障害がなく生命保険に加入できる健康状態であること。																							
5. 掛口数 掛金	2口目まで加入できます。掛け金は、加入時の年齢により固定されます。 <table><tr><td>掛け金</td><td>35歳未満</td><td>9,300円</td><td>50～55歳未満</td><td>18,800円</td></tr><tr><td></td><td>35～40歳未満</td><td>11,400円</td><td>55～60歳未満</td><td>20,700円</td></tr><tr><td></td><td>40～45歳未満</td><td>14,300円</td><td>60～65歳未満</td><td>23,300円</td></tr><tr><td></td><td>45～50歳未満</td><td>17,300円</td><td></td><td></td></tr></table>				掛け金	35歳未満	9,300円	50～55歳未満	18,800円		35～40歳未満	11,400円	55～60歳未満	20,700円		40～45歳未満	14,300円	60～65歳未満	23,300円		45～50歳未満	17,300円		
掛け金	35歳未満	9,300円	50～55歳未満	18,800円																				
	35～40歳未満	11,400円	55～60歳未満	20,700円																				
	40～45歳未満	14,300円	60～65歳未満	23,300円																				
	45～50歳未満	17,300円																						
6. 掛金の免除 (減免)	○1口目、2口目とも、それぞれ加入（付加）後、継続して20年以上、かつ65歳以上に達した方は、その後の掛金が全額免除となります。 その他 (1) 生活保護を受けている世帯 1口目のみ全額免除 (2) 市民税が課税されていない世帯 // 5割減免 (3) 市民税の所得割が課税されていない世帯 // 3割減免																							
7. 年金の 支給額等	加入者（保護者）が死亡、または重度障害となったその月分から支給開始（毎月15日） (1) 1口加入 月額 20,000円(年額 24万円) (2) 2口加入 月額 40,000円(年額 48万円) ※この年金は非課税です。																							
8. そ の 他	・弔慰金、脱退一時金 ～ 加入期間に応じて、支払い有り ・掛金 ～ 所得税・市道民税の控除の対象。受け取れる年金は、非課税																							
9. 持参するもの	① 障害のある方の障害の種類及び程度を証明する書類 (身体障害者手帳、療育手帳、年金証書、診断書等) ② 住民票(申込者（保護者）と障害のある方のもの) ③ 印鑑																							
10. 申 請 先	十勝総合振興局 社会福祉課 ～ ☎26-9080																							